

湘南山手吉井自治会 細則

令和5年6月8日

(細則 令和5年6月8日 施行)

湘南山手吉井自治会

湘南山手吉井自治会 細則

1. 湘南山手吉井自治会規約（以下、規約と記す）の運営を円滑にするため、細則を定める。
2. この細則の条文は、規約に規定された条文に付帯するものとする。

第 1 条 「規約第 5 条 会員の資格」に関する細則

区域に住居しない事業者等も会員となることができる。

第 2 条 「規約第 7 条 会費」に関する細則

- (1) 本会の会費は、一世帯 月額 400 円とし、定期に納入する。

会費の内訳として、一般事業計画予算として、300 円、特別事業計画予算として 100 円とする。

なお、特別事業計画は、自治会館の維持管理費及び建設準備積立金とする。

- (2) 転入等の場合は、翌月より納入する。

第 3 条 「規約第 9 条 役員」に関する細則

- (1) 役員は、会員の中から役員会で推薦することができ、総会において選任する。

- (2) 役員の候補者が必要数に満たないときは、規約第 31 条及び細則第 9 条 (1) に定めるブロックのうち、役員候補者を選出していないブロックから、互選により推薦する。

第 4 条 「規約第 10 条 役員の職務」に関する細則

本会に以下の各号の専門部等を配置し担当する。

- (1) 総務部 会の事務局を担当する。
- (2) 防災部 防災・防火等に関する活動を担当する。
- (3) 防犯・交通部 防犯や交通問題に関する活動を担当する。
- (4) 環境衛生部 環境や衛生に関する活動を担当する。
- (5) 福利厚生部 交流活動や健康増進等に関する活動を担当する。

なお、福利厚生機関として、シニア会、祭り囃子保存会、いきいきサロン、チョットお助け隊を配置する。

* 監事については、財産の管理状況や役員及び予算の執行状況等を監察し審査を担当する。

第 5 条 「規約第 11 条 役員の任期」に関する細則

- (1) 任期は原則として毎会計年度とする。
- (2) 規約第 12 条 (1) (2) の自由が発生し役員会等の運営に支障が生じる場合は、その役員の解任及び補欠選任の判断は会長が行う。
- (3) 補欠の役員は、総会において選任されるまでの間、定例会において選任する。
- (4) 期中解任及び補欠選任承認は、次回の総会で事後承認を受ける。
- (5) 期中解任された場合は、細則第 9 条の (4) ③ の権利は付与されない。

第 6 条 「規約第 1 4 条 総会の機能」に関する細則

総会は、本会の運営に関し、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選任と解任の承認
- (2) 自治会規約及び細則の制定または改定
- (3) 自治会会費、その他負担金等の決定
- (4) 事業報告の承認、年度事業計画の承認
- (5) 決算報告の承認、年度予算の承認、財産目録報告の承認
- (6) 監事からの監査に関する承認
- (7) 本会の解散または、分割の決定
- (8) 役員会または定例会で承認し、総会で承認または決定すべき重要事項

第 7 条 「規約第 2 3 条 役員会の機能」に関する細則

- (1) 役員会は、総会のほか、定例会に付議すべき事項について議決する。
- (2) 役員会は、自治会会務の執行の機能を円滑に行うため、知識、見識及び技術を享受することを目的とし、必要に応じて顧問を置くことができる。

① (顧問の職務)

顧問は役員会等の会務の遂行に協力する。

② (顧問の機能)

顧問は会議に参加し、自治会活動が円滑に運営できるように助言等を行う。

ただし、議決権を持たない。

③ (顧問の選任)

顧問は以下の中から役員会の承認を得て選任する。

ア. 会員。

イ. 特別会員。

* 特別会員とは自治会長を歴任し他の地域へ転出した者。

第 8 条 「規約第 2 4 条 役員会の開催」に関する細則

役員会は原則として毎月 1 回開催する。

第 9 条 「規約第 3 1 条 区域内の組織」に関する細則

(1) (班の数とブロック)

地域を班に分けて組織する。5 個班程度を 1 つのブロックとする。

(2) (班長・副班長及びブロック長の選出)

- ① 班長・副班長は、各班会員の互選により選出し、会長が任命する。

なお、輪番の方法については、各ブロックなり各班のルールによるものとする。

- ② ブロック内における各班長のうち、1 名はブロック長を兼務する。

なお、ブロック長を行った世帯は、班長・副班長の輪番を 1 回免除する。

(3) (班長・副班長及びブロック長の職務)

- ① 班長は、会費等の徴収、並びに配布物や回覧物の伝達など会員相互の連絡にあたる。
また、会員からの意見等を、ブロック長まで報告する。副班長は、それを補佐する。
- ② ブロック長は班長の職務のほか、ブロックの代表として会員からの意見等を本会に反映させるため定例会に参加し、また、本会からの連絡を他の班長に伝える。
- ③ 班長と副班長は、各部所のいずれかに属し活動の補佐をする。

(4) (班長・副班長の任期)

- ① 班長・副班長の任期は1年とする。なお、原則、輪番制として各班内で調整するものとする。但し、副班長は次年度に班長を務めるものとする。また、諸事情により班長等の輪番について各班で調整できなかった場合は、当該の班長と自治会との協議により、その可否について決定するものとする。なお、可否の基準については、内規を参考にするものとする。
- ② 役員は、班長・副班長を兼務しない。
- ③ 役員を務めた世帯は、班長・副班長の輪番を1回免除される。

第10条 「規約第32条 定例会」に関する細則

(1) (定例会の構成)

定例会は、役員及びブロック長をもって構成する。

(2) (定例会の機能)

定例会は、次の事項について議決する。

- ① 総会または役員会の議決した事項の執行に関すること。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他、総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項。

(3) (定例会の開催)

定例会は、毎月1回、定期に開催する。また、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(4) (定例会の招集)

- ① 定例会は、会長が招集する。
- ② 定例会を招集するには、構成員に対し、会議の目的と開催日時及び場所を示して、開会の日
の5日前までに通知しなければならない。

(5) (定例会の議長)

定例会の議長は、会長がこれに当たる。

(6) (定例会の定足数)

定例会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(7) (定例会の決議)

定例会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決す
るところによる。

(8) (定例会における書面表決)

やむを得ない理由のため、定例会に出席することができない構成員は、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前(6)項の規定の適用については、出席した構成員とみなす。

(9) (定例会の議事録)

定例会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 定例会の日時及び場所
- ② 構成員の現在数
- ③ 出席した会員の数（書面表決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- ④ 議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果

第11条 「規約第34条 資産の管理」に関する細則

- (1) (納金) 本会の会費及び補助金等は、会計に納入しなければならない。
- (2) (帳簿の閲覧) 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第12条 「規約41条 委任」に関する細則

この規約及び細則に無い事項又は疑問が生じたときは、総会で議決されるまでの間、定例会において決議し定める。

第13条 「規約 附則」に関する細則

- (1) この細則は平成17年7月25日から施行する。
- (2) (弔慰金) 会員及び同居する家族には、弔慰金を5000円とする。
- (3) (見舞金) 火災及び自治会活動中の重大な怪我とし、見舞金支給については、役員会において、その状況を精査し協議決定する。
- (4) (親交費) 他町内会等の親交費は、1回につき5000円を限度とする。
- (5) (活動費) 本会の活動を行うための費用は、助成する。
 - ① 公共交通機関の費用は、実費を全額支給する。
 - ② 自家用車の場合は、公共機関と同額を支給する。また、駐車料金は別途清算する。
 - ③ 会議及び町内一斉活動時、必要に応じて飲み物を支給できる。
 - ④ 会議及び活動が3時間を超える場合は、必要に応じて昼食・夕食を支給できる。
 - ⑤ 清算金については、領収書または請求書を会計に提出し受領する。
- (6) この細則は平成26年5月4日から施行する。
- (7) この細則は令和2年5月10日から施行する。
- (8) この細則は令和3年5月9日から施行する。
- (9) この細則は令和5年6月8日から施行する。